

用地調査等共通仕様書 新旧対照表

新	旧
<p data-bbox="322 564 1016 727">用地調査等共通仕様書 (案)</p> <p data-bbox="568 991 763 1026">令和<u>5</u>年4月</p> <p data-bbox="533 1246 801 1299">愛 媛 県</p>	<p data-bbox="1202 564 1897 727">用地調査等共通仕様書 (案)</p> <p data-bbox="1449 991 1644 1026">令和<u>4</u>年4月</p> <p data-bbox="1413 1246 1682 1299">愛 媛 県</p>

第1章 総則

第1条～第5条 省略

(照査技術者)

第6条 受注者は、発注者が別に定める場合及び土地評価業務のみを契約する場合を除き、原則として用地調査等業務における照査技術者を定め、契約締結後14日(休日等を含む。)以内に発注者に通知(別記様式第2-1号)しなければならない。

2～7 省略

(業務従事者及び担当技術者)

第7条 受注者は、用地調査等業務の実施に当たり、業務従事者(補助者を除く。)として、その業務に十分な知識と能力を有する者を充てなければならない。

2 受注者は、前項に定める業務従事者(補助者を除く。)に、表4の業務内容毎に同表資格欄に掲げる資格を有する者(以下「有資格者」という。)を1名以上含めるものとし、契約締結後14日(休日等を含む。)以内に発注者に通知(別記様式第2-2号)しなければならない。

3～5 省略

表4 有資格者の資格

区分	業務内容	資格
土地調査	第3章 権利調査	次のいずれかの資格を有する者とする。 ・一般社団法人日本補償コンサルタント協会が定める補償業務管理士研修及び検定試験実施規程(平成3年3月28日理事会決定。以下「実施規程」という。)第3条に掲げる土地調査部門において「同第14条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録された補償業務管理士(以下「補償業務管理士」という。)」 ・補償コンサルタント登録規程(昭和59年9月21日建設省告示第1341号。以下「登録規程」という。)第2条第1項の別表に掲げる土地調査部門に係る「登録規程第3条に定める補償業務の管理をつかさどる専任の者(以下「補償業務管理者」という。)」 ・「登録規程」第2条第1項の別表に掲げる土地調査部門に係る補償業務に関し7年以上の実務経験を有する者
	第4章 用地測量	次の資格を有する者とする。 ・測量法(昭和24年法律第188号)第48条に規定する測量士又は測量士補
土地評価	第5章 土地評価	次のいずれかの資格を有する者とする。 ・実施規程第3条に掲げる土地評価部門の補償業務管理士 ・登録規程第2条第1項の別表に掲げる土地評価部門に係る補償業務管理者 ・登録規程第2条第1項の別表に掲げる土地評価部門に係る補償業務に関し7年以上の実務経験を有する者 ・不動産の鑑定評価に関する法律(昭和38年法律第152号)に定める不動産鑑定士又は不動産鑑定士補

第1章 総則

第1条～第5条 省略

(照査技術者)

第6条 受注者は、発注者が別に定める場合を除き、原則として用地調査等業務における照査技術者を定め、契約締結後14日(休日等を含む。)以内に発注者に通知(別記様式第2-1号)しなければならない。

2～7 省略

(業務従事者及び担当技術者)

第7条 受注者は、用地調査等業務の実施に当たり、業務従事者(補助者を除く。)として、その業務に十分な知識と能力を有する者を充てなければならない。

2 受注者は、前項に定める業務従事者(補助者を除く。)に、表4の業務内容毎に同表資格欄に掲げる資格を有する者又は監督員がこれと同等の知識及び能力を有すると認められた者(以下「有資格者」という。)を1名以上含めるものとし、契約締結後14日(休日等を含む。)以内に発注者に通知(別記様式第2-2号)しなければならない。

3～5 省略

表4 有資格者の資格

区分	業務内容	資格
土地調査	第3章 権利調査	次のいずれかの資格を有する者とする。 ・一般社団法人日本補償コンサルタント協会が定める補償業務管理士研修及び検定試験実施規程(平成3年3月28日理事会決定。以下「実施規程」という。)第3条に掲げる土地調査部門において「同第14条に基づく補償業務管理士登録台帳に登録された補償業務管理士(以下「補償業務管理士」という。)」 ・補償コンサルタント登録規程(昭和59年9月21日建設省告示第1341号。以下「登録規程」という。)第2条第1項の別表に掲げる土地調査部門に係る「登録規程第3条に定める補償業務の管理をつかさどる専任の者(以下「補償業務管理者」という。)」 ・「登録規程」第2条第1項の別表に掲げる土地調査部門に係る補償業務に関し7年以上の実務経験を有する者
	第4章 用地測量	次の資格を有する者とする。 ・測量法(昭和24年法律第188号)第48条に規定する測量士又は測量士補
土地評価	第5章 土地評価	次のいずれかの資格を有する者とする。 ・実施規程第3条に掲げる土地評価部門の補償業務管理士 ・登録規程第2条第1項の別表に掲げる土地評価部門に係る補償業務管理者 ・登録規程第2条第1項の別表に掲げる土地評価部門に係る補償業務に関し7年以上の実務経験を有する者 ・不動産の鑑定評価に関する法律(昭和38年法律第152号)に定める不動産鑑定士又は不動産鑑定士補

物件	第4条第2号に定める建物に係る次の調査等に従事する場合 ・第8章建物等の調査（機械設備を除く。） ・第9章予備調査 ・第10章移転工法案検討 ・第11章再算定業務（機械設備及び営業に関する調査を除く。）	次のいずれかの資格を有する者とする。 ・建築士法（昭和25年法律第202号）第3条から第3条の3の建物に係る建築士法第2条に規定する建築士の資格を有する者 ・実施規程第3条に掲げる物件部門の補償業務管理士 ・登録規程第2条第1項の別表に掲げる物件部門に係る補償業務管理者 ・登録規程第2条第1項の別表に掲げる物件部門に係る補償業務に関し7年以上の実務経験を有する者
	第4条第2号に定める建物以外の次の調査等に従事する場合 ・第8章建物等の調査（機械設備及び立竹木を除く。） ・第9章予備調査 ・第10章移転工法案検討 ・第11章再算定業務（機械設備、営業に関する調査を除く。）	次のいずれかの資格を有する者とする。 ・実施規程第3条に掲げる物件部門の補償業務管理士 ・登録規程第2条第1項の別表に掲げる物件部門に係る補償業務管理者 ・登録規程第2条第1項の別表に掲げる物件部門に係る補償業務に関し7年以上の実務経験を有する者
	第4条第2号に定める建物以外の次の調査等に従事する場合 第8章建物等の調査（立竹木に限る。）	次のいずれかの資格を有する者又は監督員がこれと同等の知識及び能力を有すると認められた者とする。 ・実施規程第3条に掲げる物件部門の補償業務管理士 ・登録規程第2条第1項の別表に掲げる物件部門に係る補償業務管理者 ・登録規程第2条第1項の別表に掲げる物件部門に係る補償業務に関し7年以上の実務経験を有する者
機械工作物	第8章建物等の調査（機械設備に限る。） 第11章再算定業務（機械設備に限る。）	次のいずれかの資格を有する者とする。 ・実施規程第3条に掲げる機械工作物部門の補償業務管理士 ・登録規程第2条第1項の別表に掲げる機械工作物部門に係る補償業務管理者 ・登録規程第2条第1項の別表に掲げる機械工作物部門に係る補償業務に関し7年以上の実務経験を有する者
営業補償・特殊補償	第7章営業に関する調査（営業に関する調査に限る。） 第11章再算定業務（営業に関する調査	次のいずれかの資格を有する者とする。 ・実施規程第3条に掲げる営業補償・特殊補償部門の補償業務管理士 ・登録規程第2条第1項の別表に掲げる営業補償・特殊補償部門に係る補償業務管理者

物件	第4条第2号に定める建物に係る次の調査等に従事する場合 ・第8章建物等の調査（機械設備を除く。） ・第9章予備調査 ・第10章移転工法案検討 ・第11章再算定業務（機械設備及び営業に関する調査を除く。）	次のいずれかの資格を有する者とする。 ・建築士法（昭和25年法律第202号）第3条から第3条の3の建物に係る建築士法第2条に規定する建築士の資格を有する者 ・実施規程第3条に掲げる物件部門の補償業務管理士 ・登録規程第2条第1項の別表に掲げる物件部門に係る補償業務管理者 ・登録規程第2条第1項の別表に掲げる物件部門に係る補償業務に関し7年以上の実務経験を有する者
	第4条第2号に定める建物以外の次の調査等に従事する場合 ・第8章建物等の調査（機械設備を除く。） ・第9章予備調査 ・第10章移転工法案検討 ・第11章再算定業務（機械設備、営業に関する調査を除く。）	次のいずれかの資格を有する者とする。 ・実施規程第3条に掲げる物件部門の補償業務管理士 ・登録規程第2条第1項の別表に掲げる物件部門に係る補償業務管理者 ・登録規程第2条第1項の別表に掲げる物件部門に係る補償業務に関し7年以上の実務経験を有する者
機械工作物	第8章建物等の調査（機械設備に限る。） 第11章再算定業務（機械設備に限る。）	次のいずれかの資格を有する者とする。 ・実施規程第3条に掲げる機械工作物部門の補償業務管理士 ・登録規程第2条第1項の別表に掲げる機械工作物部門に係る補償業務管理者 ・登録規程第2条第1項の別表に掲げる機械工作物部門に係る補償業務に関し7年以上の実務経験を有する者
営業補償・特殊補償	第7章営業に関する調査（営業に関する調査に限る。） 第11章再算定業務（営業に関する調査	次のいずれかの資格を有する者とする。 ・実施規程第3条に掲げる営業補償・特殊補償部門の補償業務管理士 ・登録規程第2条第1項の別表に掲げる営業補償・特殊補償部門に係る補償業務管理者

用地調査等共通仕様書 新旧対照表

新	旧
<p>別記 8</p> <p>石綿調査算定要領</p> <p>(適用範囲)</p> <p>第 1 条 この要領は、用地調査等共通仕様書第 102 条、第 104 条、建物移転料算定要領別添一木造建物調査積算要領、別添二非木造建物調査積算要領、別記 7-1 機械設備調査算定要領、別記 7-2 工作物調査算定要領及び別記 7-3 附帯工作物調査算定要領に規定する石綿含有建材に係るものの調査積算に適用するものとする。</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第 2 条 この要領において「対象石綿」とは、「建築物解体工事共通仕様書」(国土交通省大臣官房官庁営繕部)に定める「石綿含有吹付け材」、「石綿含有保温材等」、「石綿含有成形板」及び「<u>石綿含有仕上塗材</u>」をいう。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p><u>2</u> この要領において「不可視部分」とは、石綿調査の対象となる建物等に対して剥離又は破壊をしなければ調査ができない部分をいう。</p> <p><u>3</u> この要領において「既存図」とは、石綿調査の対象となる建物等の建築確認申請書の設計図、建築請負契約書の添付設計図、建物等完成時の竣工図、その他法令の定めによって作成された図面のほか、修繕等の建築記録をいう。</p> <p><u>4</u> この要領において「分析調査」とは、対象石綿の有無を確認するため、石綿調査の対象となる建物等から試料を採取し、採取した試料(以下「検体」という。)を分析し、必要に応じた採取箇所<sup>1</sup>の補修を行うまでの一連の作業をいう。</p> <p><u>(削除)</u></p> <p>(石綿調査)</p> <p><u>第 3 条</u> 石綿調査は、現地における調査を基本とし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により、調査を行うものとする。ただし、石綿の製造・使用等が禁止された平成 18 年 9 月以降に着工した建物等を除く。</p> <p>(1) 石綿含有吹付け材及び石綿含有保温材等</p> <p>イ 建物等の調査により、建物等の建築等時期及び修繕の実施状況等を確認の上、目視、既存図の確認、施工業者等への対象石綿の使用の有無の聞き取り等の調査を行い、施工箇所及び使用されている材ごとに<u>調査する</u>ものとする。</p>	<p>別記 8</p> <p>石綿調査算定要領</p> <p>(適用範囲)</p> <p>第 1 条 この要領は、用地調査等共通仕様書第 102 条、第 104 条、建物移転料算定要領別添一木造建物調査積算要領、別添二非木造建物調査積算要領、別記 7-1 機械設備調査算定要領、別記 7-2 工作物調査算定要領及び別記 7-3 附帯工作物調査算定要領に規定する石綿含有建材に係るものの調査積算に適用するものとする。</p> <p>(用語の定義)</p> <p>第 2 条 この要領において「対象石綿」とは、「建築物解体工事共通仕様書」(国土交通省大臣官房官庁営繕部)に定める「石綿含有吹付け材」、「石綿含有保温材等」及び「石綿含有成形板」をいう。</p> <p><u>2</u> この要領において「石綿調査」とは、石綿障害予防規則(平成 17 年 2 月 24 日厚生労働省令第 21 号。以下「石綿則」という。)第 3 条に基づき建物等の対象石綿の使用状況を調査し、使用の有無を判定することをいう。</p> <p><u>3</u> この要領において「不可視部分」とは、石綿調査の対象となる建物等に対して剥離又は破壊をしなければ調査ができない部分をいう。</p> <p><u>4</u> この要領において「既存図」とは、石綿調査の対象となる建物等の建築確認申請書の設計図、建築請負契約書の添付設計図、建物等完成時の竣工図、その他法令の定めによって作成された図面のほか、修繕等の建築記録をいう。</p> <p><u>5</u> この要領において「分析調査」とは、対象石綿の有無を確認するため、石綿調査の対象となる建物等から試料を採取し、採取した試料(以下「検体」という。)を分析し、必要に応じた採取箇所<sup>1</sup>の補修を行うまでの一連の作業をいう。</p> <p><u>(調査の施行)</u></p> <p><u>第 3 条</u> 石綿調査に当たっては、この要領に定めるもののほか、廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和 45 年法律第 137 号)、労働安全衛生法(昭和 47 年法律第 57 号)、労働安全衛生法施行令(昭和 47 年政令第 318 号)、労働安全衛生規則(昭和 47 年 9 月 30 日労働省令第 32 号)、特定化学物質障害予防規則(昭和 47 年 9 月 30 日労働省令第 39 号)及び石綿則等の規定に準拠するものとする。</p> <p>(石綿調査)</p> <p><u>第 4 条</u> 石綿調査は、現地における調査を基本とし、次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める方法により、調査を行うものとする。ただし、石綿の製造・使用等が禁止された平成 18 年 9 月以降に着工した建物等を除く。</p> <p>(1) 石綿含有吹付け材及び石綿含有保温材等</p> <p>イ 建物等の調査により、建物等の建築等時期及び修繕の実施状況等を確認の上、目視、既存図の確認、施工業者等への対象石綿の使用の有無の聞き取り等の調査を行い、施工箇所及び使用されている材ごとに「<u>石綿使用なし</u>」又は「<u>石綿使用の可能性あり、または不明</u>」の判定を行うものとする。</p>

ロ イによる調査の結果、施工箇所及び使用されている材ごとに「石綿使用なし」又は「石綿使用の可能性あり、または不明」の判定を行うものとする。「石綿使用の可能性あり、または不明」と判定した場合は、建物等の所有者の協力を得て分析調査を実施し、対象石綿の有無を特定するものとする。

(2) 石綿含有成形板及び石綿含有仕上塗材（石綿含有吹付け材としての取り扱いが必要なものは第一号による。）

イ 建物等の調査により、建物等の建築等時期及び修繕の実施状況等を確認の上、目視、既存図の確認、施工業者等へ対象石綿の使用有無の聞き取り等の調査を行い、施工箇所及び使用されている材ごとに調査するものとする。

ロ イによる調査の結果、石綿の使用が明らかにならなかった場合において、建物等の建築等時期により石綿を使用している可能性が高いと判断される場合は、対象石綿が使用されているとみなすこと（以下「みなし含有」という。）ができるものとする。

ハ イ及びロの調査の結果、施工箇所及び使用されている材ごとに「石綿使用なし」又は「石綿使用あり」（みなし含有とした場合を含む。）の判定を行うものとする。

ニ みなし含有とする場合は、建築物石綿含有建材調査者及びアスベスト診断士等の専門家の意見を参考とし、調査可能な範囲をもって対象石綿の種類及び施工範囲を決定するものとする。なお、みなし含有によることが困難な場合には、建物等の所有者の協力を得て分析調査を実施し、対象石綿の有無を特定するものとする。

(3) 前項の調査の結果、対象石綿の使用が確認された場合（みなし含有とした場合を含む。）には、対象石綿の施工状況が把握できる写真を撮影するものとする。

（調査表）

第4条 対象石綿の調査表は、前条の調査結果に基づき、様式第1の石綿調査表より作成し、次の各号に掲げる項目につき、それぞれ当該各号に定める事項を記載するものとする。

- (1) 調査年月日 調査を実施した年月日
- (2) 調査者 調査を実施した担当者の氏名
- (3) 建物等の所在地 調査した建物等の所在地
- (4) 建物等の所有者住所 建物等の所有者の住所又は主たる事務所の所在地
- (5) 建物等の所有者氏名 建物等の所有者の氏名又は名称
- (6) 建物等の番号 所有者ごとに整理した番号
- (7) 建物の構造・用途・面積 建物の構造、用途及び面積
- (8) 建物等の建築等時期の調査 建物等の建築等時期
- (9) 調査方法及び石綿含有建材の名称 調査方法、使用を確認した石綿含有吹付け材、石綿含有保温材等の名称、調査した石綿含有成形板（仕上げ材等）、石綿含有仕上塗材の名称、分析調査の有無及び判断理由
- (10) 分析調査 分析調査結果（専門機関の報告書を含む。）
- (11) 最終判定 対象石綿の使用の有無及び判定理由
- (12) 備考 判定根拠に関する事項及びその他参考事項

（図面）

第5条 作成する図面の種類は、次に掲げるとおりとする。

- 一 石綿施工状況図
- 二 写真撮影方向図

ロ イによる調査の結果、「石綿使用の可能性あり、または不明」と判定した場合は、建物等の所有者の協力を得て分析調査を実施し、対象石綿の有無を特定するものとする。

(2) 石綿含有成形板

イ 建物等の調査により、建物等の建築等時期及び修繕の実施状況等を確認の上、目視、既存図の確認、施工業者等へ対象石綿の使用有無の聞き取り等の調査を行い、施工箇所及び使用されている材ごとに「石綿使用なし」「石綿使用あり」「不明」の判定を行うものとする。

ロ イによる調査の結果、「不明」と判定した場合は、可能な限り分析調査を行うものとする。ただし、試料採取箇所の補修を行うことが通常妥当と認められないような場合には、石綿則第3条第2項の規定に基づき対象石綿が使用されているとみなすこと（以下「みなし含有」という。）ができるものとする。

ハ 分析調査を行う場合は、建物等の所有者の協力を得て実施し、対象石綿の有無を特定するものとする。

ニ みなし含有とする場合は、建築物石綿含有建材調査者及びアスベスト診断士等の専門家の意見を参考とし、調査可能な範囲をもって対象石綿の種類及び施工範囲を決定するものとする。

(3) 前項の調査の結果、対象石綿の使用が確認された場合（みなし含有とした場合を含む。）には、対象石綿の施工状況が把握できる写真を撮影するものとする。

（調査表）

第5条 対象石綿の調査表は、前条の調査結果に基づき、様式第1の石綿調査表より作成し、次の各号に掲げる項目につき、それぞれ当該各号に定める事項を記載するものとする。

- (1) 調査年月日 調査を実施した年月日
- (2) 調査者 調査を実施した担当者の氏名
- (3) 建物等の所在地 調査した建物等の所在地
- (4) 建物等の所有者住所 建物等の所有者の住所又は主たる事務所の所在地
- (5) 建物等の所有者氏名 建物等の所有者の氏名又は名称
- (6) 建物等の番号 所有者ごとに整理した番号
- (7) 建物の構造・用途・面積 建物の構造、用途及び面積
- (8) 建物等の建築等時期の調査 建物等の建築等時期
- (9) 調査方法及び石綿含有建材の名称 調査方法、使用を確認した石綿含有吹付け材、石綿含有保温材等の名称、調査した石綿含有成形板（仕上げ材等）の名称、分析調査の有無及び判断理由
- (10) 分析調査 分析調査結果（専門機関の報告書を含む。）
- (11) 最終判定 対象石綿の使用の有無及び判定理由
- (12) 備考 判定根拠に関する事項及びその他参考事項

（図面）

第6条 作成する図面の種類は、次に掲げるとおりとする。

- 一 石綿施工状況図
- 二 写真撮影方向図

- 石綿施工状況図は、建物移転料算定要領別添一木造建物調査積算要領、別添二非木造建物調査積算要領、別記 7-1 機械設備調査算定要領、別記 7-2 工作物調査算定要領及び別記 7-3 附帯工作物調査算定要領に定める図面を利用し、対象石綿の使用されている位置、範囲、厚さ等を明示するとともに、その確認方法についても記載するものとする。
- 写真撮影方向図は、前項に定める図面のうち対象石綿の位置が確認できるものを基に、撮影の位置、方向及び写真番号を記入するものとする。

(分析調査)

**第 6 条** 分析調査は、専門機関に依頼することを原則とし、分析調査費用については、専門機関からの見積を徴収することとする。

- 試料の採取は、建物等の所有者に対し、調査の目的、試料の採取方法及び試料採取後の補修の方法について必要となる事項を説明の上、当該調査の実施について建物等の所有者の承諾を得て実施するものとする。承諾が得られたときは、承諾の条件を明示した様式第 2 の調査承諾確認書を作成し、所有者の署名押印を求めるものとする。
- 試料の採取及び検体分析の方法は、JIS A 1481 (建材製品中のアスベスト含有率測定方法) とする。
- 検体の分析は、定性分析を行い、石綿の含有を確認することとする。
- 検体の分析結果は、石綿調査表に記載し、検体の分析を行った専門機関の報告書を添付するものとする。

(補償額の算定)

**第 7 条** 対象石綿の除去処分費用は、大気汚染防止法 (昭和 43 年法律第 97 号)、労働安全衛生法 (昭和 47 年法律第 57 号)、廃棄物の処理及び清掃に関する法律 (昭和 45 年法律第 137 号)、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (平成 12 年法律第 104 号) その他関係法令等に定める方法等に基づく除去処分に要する諸費用について適正に算定するものとする。

- 石綿含有吹付け材及び石綿含有保温材等の除去処分に要する費用は、**第 5 条** に定める図面を提示し、第 5 項に定める記載事項及び記載方法を明確にした上で原則として 2 社以上の専門業者から石綿障害予防規則 (平成 17 年 2 月 24 日厚生労働省令第 21 号) 等の関係法令に準拠した除去処分に要する費用の見積を徴することとし、見積価額等の妥当性を検証した上で最も低額な見積価額を採用することを原則とする。
- 石綿含有吹付け材又は石綿含有保温材等を使用した建物等の撤去処分に要する補償額の算定に当たっては、石綿含有吹付け材及び石綿含有保温材等が使用されていない場合の撤去処分に要する費用に前項による除去処分に要する費用を加えた額を原則とする。
- 石綿含有成形板及び石綿含有仕上塗材の除去処分に要する費用については、施工の箇所及び状況に応じた適切な除去方法を選択し、除去に要する費用の必要性が認められるものについて、当該費用を算定することとする。なお、当該費用を見積により徴する場合は第 2 項に準じるものとする。
- 第 2 項による見積は、原則として次の各号に掲げる額について記載を得ることとし、前項による見積は、次の各号のうち必要と認める額について記載を得ることとする。なお、建物等が複数ある場合は、各棟ごとに記載又は、各棟ごとに分別が可能な記載とする。

- 作業場の隔離、養生等の費用
- 保護衣・呼吸用保護具等の費用

- 石綿施工状況図は、建物移転料算定要領別添一木造建物調査積算要領、別添二非木造建物調査積算要領、別記 7-1 機械設備調査算定要領、別記 7-2 工作物調査算定要領及び別記 7-3 附帯工作物調査算定要領に定める図面を利用し、対象石綿の使用されている位置、範囲、厚さ等を明示するとともに、その確認方法についても記載するものとする。
- 写真撮影方向図は、前項に定める図面のうち対象石綿の位置が確認できるものを基に、撮影の位置、方向及び写真番号を記入するものとする。

(分析調査)

**第 7 条** 分析調査は、専門機関に依頼することを原則とし、分析調査費用については、専門機関からの見積を徴収することとする。

- 試料の採取は、建物等の所有者に対し、調査の目的、試料の採取方法及び試料採取後の補修の方法について必要となる事項を説明の上、当該調査の実施について建物等の所有者の承諾を得て実施するものとする。承諾が得られたときは、承諾の条件を明示した様式第 2 の調査承諾確認書を作成し、所有者の署名押印を求めるものとする。
- 試料の採取及び検体分析の方法は、JIS A 1481 (建材製品中のアスベスト含有率測定方法) とする。
- 検体の分析は、定量分析までを行うことを原則とする。ただし、定性分析において含有が確認されなかった場合は、定量分析を行わないものとする。
- 検体の分析結果は、石綿調査表に記載し、検体の分析を行った専門機関の報告書を添付するものとする。

(補償額の算定)

**第 8 条** 対象石綿の除去処分費用は、大気汚染防止法 (昭和 43 年法律第 97 号)、労働安全衛生法、廃棄物の処理及び清掃に関する法律、建設工事に係る資材の再資源化等に関する法律 (平成 12 年法律第 104 号) その他関係法令等に定める方法等に基づく除去処分に要する諸費用について適正に算定するものとする。

- 石綿含有吹付け材及び石綿含有保温材等の除去処分に要する費用は、**第 6 条** に定める図面を提示し、第 5 項に定める記載事項及び記載方法を明確にした上で原則として 2 社以上の専門業者から石綿則等の関係法令に準拠した除去処分に要する費用の見積を徴することとし、見積価額等の妥当性を検証した上で最も低額な見積価額を採用することを原則とする。
- 石綿含有吹付け材又は石綿含有保温材等を使用した建物等の撤去処分に要する補償額の算定に当たっては、石綿含有吹付け材及び石綿含有保温材等が使用されていない場合の撤去処分に要する費用に前項による除去処分に要する費用を加えた額を原則とする。
- 石綿含有成形板の除去に要する費用については、施工の箇所及び状況に応じた適切な除去方法を選択し、除去に要する費用の必要性が認められるものについて、当該費用を算定することとする。なお、当該費用を見積により徴する場合は第 2 項に準じるものとする。
- 第 2 項による見積は、原則として次に掲げる場合の区分に応じ、当該各号に掲げる額について記載を得ることとし、建物等が複数ある場合は、各棟ごとに記載又は、各棟ごとに分別が可能な記載とする。

一 石綿含有吹付け材又は石綿含有保温材等が使用されている場合

- 作業場の隔離、養生等の費用
- 保護衣・呼吸用保護具等の費用

- (3) 湿潤化の費用
- (4) 石綿の除去費用
- (5) 石綿廃材の運搬費用
- (6) 石綿廃材の処分費用
- (7) 諸経費等

- ハ 湿潤化の費用
- ニ 石綿の除去費用
- ホ 石綿廃材の運搬費用
- ヘ 石綿廃材の処分費用
- ト 諸経費等
- 二 石綿含有成形板が使用されている場合
  - イ 石綿の除去費用
  - ロ 石綿廃材の運搬費用
  - ハ 石綿廃材の処分費用
  - ニ 諸経費等
  - ホ 前号イからハのうち、記載が必要な費用

様式第1

石綿調査表

調査年月日			調査者	
建物等の所在地				
建物等の所有者	住所(所在地)			
	氏名(名称)			
建物等の番号	建物の構造・用途・面積			
(1) 建物等の建築時期の調査	建物建築等時期 年 月	<input type="checkbox"/> 建物登記記録 <input type="checkbox"/> 建築確認書 <input type="checkbox"/> 建築請負契約書 <input type="checkbox"/> 設計図書 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
(2) 調査方法及び石綿含有建材の名称	<p>○調査方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・目視による石綿使用の有無の確認 <input type="checkbox"/>なし <input type="checkbox"/>あり <input type="checkbox"/>使用の可能性あり、または不明</li> <li>・設計図書等による石綿使用の有無の確認 <input type="checkbox"/>なし <input type="checkbox"/>あり <input type="checkbox"/>使用の可能性あり、または不明</li> <li>・施工業者等への石綿使用の有無の確認 <input type="checkbox"/>なし <input type="checkbox"/>あり <input type="checkbox"/>使用の可能性あり、または不明</li> <li>・建物等所有者への石綿使用の有無の確認 <input type="checkbox"/>なし <input type="checkbox"/>あり <input type="checkbox"/>使用の可能性あり、または不明</li> <li>・その他の方法 ( ) での石綿使用の有無の確認 <input type="checkbox"/>なし <input type="checkbox"/>あり <input type="checkbox"/>使用の可能性あり、または不明</li> </ul> <p>○使用を確認した石綿含有吹付け材、石綿含有保温材等の名称 ( )</p> <p>○調査した石綿含有成形板 (仕上げ材等)、石綿含有仕上塗材の名称 ( 別紙「石綿含有建築材料表」参照 )</p> <p>○分析調査の有無 <input type="checkbox"/>分析調査する <input type="checkbox"/>分析調査しない (判定理由: )</p>			
(3) 分析調査	分析調査結果報告書による <input type="checkbox"/> 使用されている <input type="checkbox"/> 使用されていない			
(4) 最終判定 (対象石綿の使用有無)	<input type="checkbox"/> 使用されている (みなし含有の場合を含む。) <input type="checkbox"/> 使用されていない 判定理由:			
備考				

別紙 石綿含有建築材料表 省略

様式第2 調査承諾確認書 省略

様式第1

石綿調査表

調査年月日			調査者	
建物等の所在地				
建物等の所有者	住所(所在地)			
	氏名(名称)			
建物等の番号	建物の構造・用途・面積			
(1) 建物等の建築時期の調査	建物建築等時期 年 月	<input type="checkbox"/> 建物登記記録 <input type="checkbox"/> 建築確認書 <input type="checkbox"/> 建築請負契約書 <input type="checkbox"/> 設計図書 <input type="checkbox"/> その他 ( )		
(2) 調査方法及び石綿含有建材の名称	<p>○調査方法</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>・目視による石綿使用の有無の確認 <input type="checkbox"/>なし <input type="checkbox"/>あり <input type="checkbox"/>使用の可能性あり、または不明</li> <li>・設計図書等による石綿使用の有無の確認 <input type="checkbox"/>なし <input type="checkbox"/>あり <input type="checkbox"/>使用の可能性あり、または不明</li> <li>・施工業者等への石綿使用の有無の確認 <input type="checkbox"/>なし <input type="checkbox"/>あり <input type="checkbox"/>使用の可能性あり、または不明</li> <li>・建物等所有者への石綿使用の有無の確認 <input type="checkbox"/>なし <input type="checkbox"/>あり <input type="checkbox"/>使用の可能性あり、または不明</li> <li>・その他の方法 ( ) での石綿使用の有無の確認 <input type="checkbox"/>なし <input type="checkbox"/>あり <input type="checkbox"/>使用の可能性あり、または不明</li> </ul> <p>○使用を確認した石綿含有吹付け材、石綿含有保温材等の名称 ( )</p> <p>○調査した石綿含有成形板 (仕上げ材等) の名称 ( 別紙「石綿含有建築材料表」参照 )</p> <p>○分析調査の有無 <input type="checkbox"/>分析調査する <input type="checkbox"/>分析調査しない (判定理由: )</p>			
(3) 分析調査	分析調査結果報告書による <input type="checkbox"/> 使用されている <input type="checkbox"/> 使用されていない			
(4) 最終判定 (対象石綿の使用有無)	<input type="checkbox"/> 使用されている (みなし含有の場合を含む。) <input type="checkbox"/> 使用されていない 判定理由:			
備考				

別紙 石綿含有建築材料表 省略

様式第2 調査承諾確認書 省略



(参考資料) レベル別石棉調査算定フロー

